

公益財団法人永光墓園 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 平 田 広 志
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号
博多駅前 1 丁目ビル 302 号
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平
TEL 092-517-4289 / FAX 092-510-0395

納骨堂等使用規程に関する申入れ及びお問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構は、消費者の権利確立を目指し、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活専門相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって 2009 年 9 月に設立され、2010 年には福岡県知事より特定非営利活動法人（NPO 法人）としての認証を受けております。そして、2012 年 11 月 13 日には、消費者に対する不当な勧誘行為や不当契約条項について差止請求訴訟を提起する権限を有する適格消費者団体として、内閣総理大臣による認定を受けております。

当機構には、福岡県内の弁護士・司法書士・消費生活センター相談員をはじめ、消費者問題の第一線で消費者の相談に応じている人材が多数在籍しておりますが、近時、消費者から寄せられる相談の中に、納骨堂に関する利用契約のトラブルに関するものがありました。

そこで、当機構において、貴法人ホームページに掲載されている納骨堂等の使用規程に関して検討を行った結果、消費者契約法に照らし、不相当と思われる点があるものと判断いたしました。よって、当機構としては、貴法人に対し、下記のとおり、本件使用規程につき後記のとおり申入れ及びお問い合わせをいたします。つきましては、本申入れ及びお問い合わせに対する貴社のご回答を、2024 年 3 月 15 日（金）までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れ及びお問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れ及びお問い合わせの内容及びそれに対する貴法人のご回答の有無とその内容等、本申入れ及びお問い合わせ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。また、本申入れ及びお問い合わせにおいて指摘のない条項につき、当機構において、当該条項が正当である旨承認する趣旨ではありませんので、その点についてもご留意ください。

敬具

記

(申入れ対象の規程 (<https://eikohboen.net/download/>)。以下、「本件使用規程」と言います。)

- A (公財) 永光墓園 使用規程
- B 永代供養墓「永光苑」使用規程
- C 有期限墓地 使用規程
- D 合祀墓「慈」使用規程
- E 有期限管理移行制度 使用規程

1 申入れ

(1) 納入金等の返還に関する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規程中、下記文言について、削除するよう求めます。

- i) B の第 18 条中、「払込まれた納入金は一切返却しません。」との文言
- ii) C の第 7 条中、「既納の代金は一切お返しいたしません。」との文言

②申入れの理由

上記条項は、いずれも消費者が貴法人と納骨堂等の使用契約を締結する際に支払う納入金等につき、当該契約を解約した場合の返金に関して定められています。上記条項によれば、契約締結後、納入金等を支払った後であっても、たとえ当該納骨堂等を使用することなく契約を解約したとしても、一切返金が受けられないと解することができます。こうした規定は契約を解約した際の違約金として機能しており、一切返金しないと定めることは事業者が生じる平均的な損害を超える過大な違約金を消費者に求めるもので、消費者契約法第 9 条第 1 号により無効であるというべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(2) 契約解除を制限する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規程中、E の第 13 条「本制度申込み後の契約解除はできません。」との規定について、削除するよう求めます。

②申入れの理由

契約は、相手方に債務不履行等一定の事由があれば、締結後であっても解除することができるのが原則であるところ、本規定によれば消費者は契約の申込以降、同契約を解除することができなくなると解することができます。こうした規定は消費者の権利を制限し、または義務を加重する条項であり、消費者契約法第 10 条により無効であるというべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(3) 貴法人の責任を免除する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規程中、下記文言について、削除するよう求めます。

- i) A の第 14 条中、「本霊園は一切責任を負いません。」との文言
- ii) B の第 19 条中、「管理者は一切その責任を負いません。」との文言
- iii) C の第 10 条中、「永光墓園は一切責任を負いません。」との文言
- iv) D の第 10 条中、「永光墓園は一切その責任を負いません。」との文言
- v) E の第 14 条中、「本霊園は一切その責任を負いません。」との文言

②申入れの理由

上記条項は、いずれも納骨堂等において生じた事故について、貴法人が一切責任を負わない旨が定められています。上記条項によれば、生じた事故について貴法人に運営や管理上の過失があったとしても、一切責任を負わないと解することができます。こうした規定は事業者の債務不履行や不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項として機能しており、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号または 3 号により無効であると言ふべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(4) 規程に定めない事項及び規程の改正に関する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規程中、下記条項について、削除するよう求めます。

- i) A の第 15 条中、「その都度本霊園が定めます。」、及び第 16 条中、「本霊園が必要と認めたとき」との文言
- ii) B の第 20 条中、「その都度管理者が定めます」、及び第 21 条中、「管理者が適当と認めたとき」との文言
- iii) C の第 11 条中、「その都度永光墓園が定めます」、及び第 12 条中、「永光墓園が必要と認めたとき」との文言
- iv) D の第 11 条中、「その都度永光墓園が定めるものとします」、及び第 12 条中、「永光墓園が必要と認めた場合」との文言
- v) E の第 15 条中、「その都度本霊園が定めます」、及び第 16 条中、「本霊園が適当と認めた場合」との文言

②申入れの理由

契約内容を追加又は変更するには原則として当事者間の合意が必要であるところ、本規定によれば貴法人が一方的に契約内容を追加、変更することができ、消費者はこれに従わなければならないと解することができます。こうした規定は消費者の権利を制限し、または義務を加重する条項であり、消費者契約法第 10 条により無効であると言ふべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

2 お問い合わせ

(1) 本件使用規程中、Cについて

i) 規程C「有期限墓地使用規程」中第5条について、「永代使用料」と「永代供養料」の2つの料金が発生するものと読み取れますが、この2つの違いが判然としませんでしたので、この関係について、金額例とともにご回答ください。

ii) 規程C「有期限墓地使用規程」中第6条について、「契約期間の管理料」と「毎年管理料」の2つの料金が発生するものと読み取れますが、この2つの違いが判然としませんでしたので、この関係について、金額例とともにご回答ください。

(2) 本件使用規程中、Dについて

規程D「合祀墓「慈」使用規程」について、貴法人HPで公開されている規程をクリックすると、確認できる規程は表題が「合祀墓「慈」及び不知火御廟 使用規程」と記載されており、規程Dと表題が異なります。

また、規程D第1条に不知火御廟の使用について定めるとの文言がありますが、規程Cにおいても、第1条以降において不知火御廟の使用について規定していると読み取ることができます。

消費者が「不知火御廟」を使用する場合、適用されるのは規程Cであるのか、規程Dであるのか、あるいはその両方が適用されるのか、判然としませんでしたので、この関係性についてご回答ください。

以上